

試験問題（解答時間50分）（100点）

Ⅳ. 法人税法

問1

次の文の ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選りなさい。
(計14点)

(1) 所得の源泉と納税義務

区 分	納 税 義 務
内国法人	国内源泉所得 } A について納税義務がある 国外源泉所得 }
外国法人	B 源泉所得のみ納税義務がある

※国内源泉所得…国内で事業を営み、国内で発生した所得

※国外源泉所得…国外で事業を営み、国外で発生した所得

(2) 業務内容と納税義務（内国法人）

法人の種類	納 税 義 務
公 共 法 人	国内源泉所得、国外源泉所得のすべてに納税義務 C
普 通 法 人 協 同 組 合 等	国内源泉所得、国外源泉所得のすべてに納税義務 D
公 益 法 人 等 人格のない社団等	収 益 事 業…国内源泉所得、国外源泉所得のすべてに納税義務 D
	非収益事業…国内源泉所得、国外源泉所得のすべてに納税義務 C

(3) 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業の範囲

収益事業の意義

販売業、製造業その他の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を 。）で、 事業場を設けて行われるものをいう。

※公益法人等とは、宗教、社会教育、その他 を目的とし、原則として営利を目的としない法人で、法人税法別表第二に掲げられている法人をいう。

問 2

次の文の A ～ F に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。

(計 12 点)

青色欠損金の繰越し

(1) 損金算入

内国法人の各事業年度開始の日前 A 以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（すでに B に算入されたもの及び欠損金の C による還付金の計算の基礎となったものを除く。）がある場合には、その欠損金額相当額は、その各事業年度の損金の額に算入する。

(2) 損金算入の限度

次の内国法人の区分に応じ、それぞれに定める金額とする。

① ②以外の内国法人

…この規定等の適用前の D の50%相当額

② 普通法人のうち、期末資本金の額が1億円以下（期末において資本金の額が5億円以上である法人による完全支配関係があるもの等を除く。）であるもの

…この規定等の適用前の D

その D とは、その欠損金額の生じた事業年度前に生じた欠損金額相当額で、この規定又は災害損失金の繰越しの規定により B に算入されるものがある場合には、その金額を控除した金額である。

(3) 申告要件

(1)の規定は、欠損金額の生じた事業年度について E である確定申告書を提出し、かつ、その後 F 確定申告書を提出している場合であって、一定書類を保存しているときに限り適用する。

問3

次の文の ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。
(計10点)

(1) 還付請求

青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その内国法人は、その確定申告書の提出と同時に、 に対し、次の法人税額の還付を請求することができる。

$$\text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

(注) 還付所得事業年度とは、欠損事業年度 に開始したいずれかの事業年度をいう。

(2) 申告要件

(1)の規定は、還付所得事業年度から欠損事業年度の まで連続して青色申告書である確定申告書を提出し、欠損事業年度の青色申告書である確定申告書とその提出期限までに提出した場合に限り適用する。

(3) 手続規定

(1)の還付請求をしようとする内国法人は、その還付を受けようとする法人税額その他一定の事項を記載した還付請求書を に提出しなければならない。

(4) 欠損金の繰戻し還付の不適用

(1)の規定は、平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については適用しない。ただし、期末資本金の額が である普通法人（期末において資本金の額が5億円以上である法人による完全支配関係があるもの等を除く。）その他一定の法人については、適用がある。

問 4

当社は某株式（売買目的外有価証券に該当する。）を数年前より所有していたが、当期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）において次のような異動があった。

これにより、次の問について、 A ～ C に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計6点）

異 動 日	内 容	株 数	単 価	取 得 価 額	売 却 価 額	残 高
令和3.4.1	繰越	130株	140円	18,200円	—	130株
令和3.9.25	譲渡	40株	220円	—	8,800円	90株
令和3.12.20	取得	90株	200円	18,000円	—	180株
令和4.1.20	取得	30株	205円	6,150円	—	210株
令和4.2.20	譲渡	75株	180円	—	13,500円	135株

- (1) 有価証券の帳簿価額の算出方法として総平均法を選択している場合の期末帳簿価額を計算しなさい。

総平均法による期末帳簿価額

(単位：円)

	+		+		
	株+		株+		株
					=
A	×	B	株=	C	

問5

当社は某株式（売買目的外有価証券に該当する。）を数年前より所有していたが、当期（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日）において次のような異動があった。これにより、次の問について、 A ～ C に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選りなさい。（計 6 点）

異 動 日	内 容	株 数	単 価	取 得 価 額	売 却 価 額	残 高
令和 3.4.1	繰越	130株	140円	18,200円	—	130株
令和 3.9.25	譲渡	40株	220円	—	8,800円	90株
令和 3.12.20	取得	90株	200円	18,000円	—	180株
令和 4.1.20	取得	30株	205円	6,150円	—	210株
令和 4.2.20	譲渡	75株	180円	—	13,500円	135株

- (1) 有価証券の帳簿価額の算出方法として移動平均法を選択している場合の期末帳簿価額を計算しなさい。

移動平均法による期末帳簿価額

(単位：円)

① 令和 3.12.20

$$\frac{\boxed{} \times \boxed{} \text{株} + \boxed{}}{\boxed{} \text{株} + \boxed{} \text{株}} = \boxed{}$$

② 令和 4.1.20

$$\frac{\boxed{} \times \boxed{} \text{株} + \boxed{}}{\boxed{} \text{株} + \boxed{} \text{株}} = \boxed{}$$

③ 期末帳簿価額

$$\boxed{\text{A}} \times \boxed{\text{B}} \text{株} = \boxed{\text{C}}$$

問 6

次の資料に基づき、当社の当期（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）における税務調整すべき金額について、 A ～ L に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。なお税法上適用できる方法が２以上ある場合には、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。（計２０点）

(1) 減価償却に関する事項

種 類 等	取 得 価 額	当 期 償 却 費 (損金総理)	事業供用日	償 却 率	改定償却率	保 証 率
機 械 装 置	2,000,000円	400,000円	R 3.8.27	0.200	0.250	0.06552

(注) 上記機械装置は、当期に取得したものであるが、取得の際に引取運賃150,000円、登録費用50,000円を支出し、当期の費用に計上している。

(2) 当社は償却方法について、定率法を選定し届け出ている。

(3) 当社は期末資本金３億円の内国普通法人である。

〔減価償却〕

(単位：円)

(1) 判定		(2) 償却限度額	
① 償却額	$(\text{ } + \text{ }) \times \text{A} = \text{B}$	$(\text{ } + \text{ }) \times \text{G} \times \frac{\text{H}}{\text{I}} = \text{J}$	
② 保証額	$(\text{ } + \text{ }) \times \text{C} = \text{D}$	(3) 償却超過額	$(\text{ } + \text{ }) - \text{J} = \text{K}$
③ ① E	② $\therefore$ F		

(単位：円)

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加算	機械装置減価償却超過額	K	K	—	—
減算					
仮 計					

問 7

次の資料に基づき、当社（非同族会社である。）の当期（令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで）における税務上調整すべき金額について、 ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計１３点）

(1) 当社が当期中に役員等に支給した報酬・賞与は次のとおりである。

(単位：円)

氏名	役 職 名	報 酬		賞 与		各人毎の給与の 支 給 合 計 額
		役 員 分	使用人分	役 員 分	使用人分	
A氏	代表取締役社長	12,000,000	—	7,000,000	—	19,000,000
B氏	専 務 取 締 役	9,600,000	—	6,000,000	—	15,600,000
C氏	常 務 取 締 役	8,400,000	—	5,000,000	—	13,400,000
D氏	営 業 部 長	—	4,800,000	—	2,000,000	6,800,000
E氏	監 査 役	6,000,000	—	4,000,000	—	10,000,000
合 計		36,000,000	4,800,000	22,000,000	2,000,000	—

(注) 上記表中の給与は全て損金経理により支出している。

- (2) 報酬として支給した給与は毎月25日に定額を支給したものの年額である。
- (3) 役員分として支給した賞与はその支給時期及び支給金額について適法に税務署長に届出が行われている。
- (4) B氏に対して支給した給与のうちB氏の職務の対価として適正な額は14,500,000円である。
- (5) 当社は株主総会において、取締役及び監査役に対する給与の支給限度額を取締役45,000,000円、監査役11,000,000円と決議している。

<次ページに続く>

<問7の続き>

〔役員給与〕

(単位：円)

(1) 1項基準額
A
(2) 2項基準額
① 実質基準
B - C = D
② 形式基準
(イ) 取締役
① 実際支給額
+ + = E
② 限度額
F
③ ① - ② = G
(ロ) 監査役
H - I < J ∴ K
④ ① + ② = L
⑤ ① < ② ∴
(3) (1) + (2) = M

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加算	役員給与損金不算入額	M	－	その他	M
減算					
仮 計					

問 8

次の資料により、当社の当期（令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで）における税務上調整すべき金額について、 ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計１９点）

- (1) 当期の１月１０日に従前より使用してきた土地及び建物を他社所有の土地及び建物と交換した（これらはいずれも１年以上所有していたものであり、交換のために取得したものではない。）。

区 分	交換譲渡資産		交換取得資産	譲渡経費
	時 価	帳簿価額	時 価	
土 地	10,000,000円	7,000,000円	8,000,000円	630,000円
建 物	8,000,000円	6,000,000円	9,000,000円	
現 金	—	—	1,000,000円	
合 計	18,000,000円	13,000,000円	18,000,000円	630,000円

- (2) 当社は、交換取得資産の取得価額として、交換譲渡資産の帳簿価額を引き継ぐ経理方法によって処理している。
- (3) 取得した土地及び建物については、取得の日の翌日より事業の用に供している。
- (4) 建物について損金経理により計上した減価償却費は400,000円である。
- (5) 取得した建物に係る償却方法は定額法（見積耐用年数40年 償却率0.025）である。

<次ページに続く>

<問 8 の続き>

土地

(単位：円)

(1) 判定	
①	$\boxed{A} - \boxed{B} = \boxed{}$
②	$\boxed{C} \times \boxed{D} = \boxed{}$
③	① $\boxed{E}$ ② $\therefore \boxed{F}$
(2) 経費	
	$\boxed{G} \times \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{H}$
(3) 圧縮限度額	
	$\boxed{} - (\boxed{} + \boxed{}) \times \frac{\boxed{}}{\boxed{} + \boxed{}} = \boxed{I}$
(4) 圧縮超過額	
	$(\boxed{} - \boxed{}) - \boxed{} = \boxed{J}$

建物

(単位：円)

(1) 判定	
①	$\boxed{K} - \boxed{L} = \boxed{}$
②	$\boxed{M} \times \boxed{N} = \boxed{}$
③	① $\boxed{}$ ② $\therefore \boxed{}$
(2) 経費	
	$\boxed{} \times \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{O}$
(3) 圧縮限度額	
	$\boxed{} - (\boxed{} + \boxed{} + \boxed{}) = \boxed{P}$
(4) 圧縮超過額	
	$(\boxed{} - \boxed{}) - \boxed{} = \boxed{Q}$
(5) 償却限度額	
	$(\boxed{} - \boxed{}) \times \boxed{} \times \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{R}$
(6) 償却超過額	
	$(\boxed{} + \boxed{}) - \boxed{} = \boxed{S}$